

「令和5年度加西市原油価格高騰対策支援金」Q&A（2023年5月29日現在）

■全般

質問 01-01 支援金はいつ振り込まれますか。

（回答）

申請書の受理後、書類に不備等がなければ概ね1か月半でご指定の口座へ振り込みとなります。
※支払日は、市の定例支払日（5日、15日、25日）のいずれかとなります。土日祝の場合は、翌営業日となります。

質問 01-02 複数の事業所がある場合、複数の申請は可能ですか。

（回答）

複数の事業所（店舗）の経営であっても、1事業者としての取扱いになります。

質問 01-03 申請書はどこで入手できますか。

（回答）

市ホームページからダウンロードしていただくか、市役所（1階：総合案内、4階：産業振興課）でも配布しております。

■交付要件

質問 02-01 本社は市外ですが支援金の対象となりますか。

（回答）

本社の所在地に関係なく事業所の所在地が加西市内であれば対象となります。

質問 02-02 個人事業主ですが対象となりますか。

（回答）

法人や個人にかかわらず、市内で事業を営まれていれば対象となります。

質問 02-03 市外在住の個人事業主ですが市内で飲食店を営んでいます。この場合は対象となりますか。

（回答）

市内で事業を営まれていますので対象となります。

質問 02-04 本社は加西市内ですが、市外の事業所で使用した光熱費及び燃料費も対象となりますか。

（回答）

市内の事業所において業務を行う上で使用された光熱費及び燃料費のみが対象です。ご質問のケースは対象外です。

質問 02-05 法人成りしましたが、申請は可能ですか。

(回答)

以下の 1 及び 2 の書類を追加資料として提出いただくことで、法人として申請可能です。

1 履歴事項全部証明書

※支援金の申請時から 3 か月以内に発行されたものに限りです。

2 以下の書類のいずれか

- (1) 法人設立届出書（「設立の形態」欄において、「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択していること。また、收受日付印等が押印されていること。）
- (2) 個人事業の開業・廃業等届出書（「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること、また、收受日付印等が押印されていること。）

質問 02-06 事業収入以外に給与収入がありますが申請は可能ですか。

(回答)

事業収入が全収入の 50%以上であれば申請は可能です。

質問 02-07 個人事業主の場合の事業収入とはどのようなものですか。

(回答)

確定申告書B「収入金額等」欄の「ア 営業等」「イ 農業」「ウ 不動産」の項目に該当する収入のことをいいます。

質問 02-08 従業員数にパート・アルバイトは含まれますか。

(回答)

雇用契約により雇用されており、週 30 時間以上の勤務形態である場合は従業員数に含みます。なお、経営者又は取締役等の役員、専従者は従業員に含みません。

質問 02-09 従業員数に出向者や派遣社員は含まれますか。

(回答)

個別の判断になりますが、雇用契約がない場合は出向・派遣元事業所の従業員となりますので、従業員数に含みません。

質問 02-10 複数の事業所がある場合の従業員数の数え方はどうなりますか。

(回答)

法人全体で数えます。

質問 02-11 令和 5 年 1 月 1 日に開業しました。申請は可能ですか。

(回答)

基準日（令和 5 年 4 月 1 日）現在で開業後 1 年を経過していることを要件としていますので申請できません。

本制度は、原油価格の高騰に伴い、前年同時期より上昇した光熱費及び燃料費に対する支援を目的としております。申請にあたっては、対象月の前年同月に光熱費及び燃料費の支払実績があることが必要です。

■支援対象経費・支援金の額

質問 03-01 支援対象経費となる光熱費、燃料費は何ですか。

(回答)

光熱費としては、電気代、ガス代となり、燃料費としては、ガソリン、軽油、重油、灯油又は混合油となります。

※販売目的で購入された燃料費は、対象外となります。

※オイル交換は、対象外となります。

質問 03-02 液化窒素ガスを製造工程で使用していますが対象となりますか。

(回答)

製造工程で使用する液化窒素ガスをはじめ、潤滑油など販売目的でないものは対象となります。

※請求書等に「その他」「その他商品」として表示されている場合は、空きスペースに商品名を記入してください。

質問 03-03 光熱費及び燃料費の計上月の基準はありますか。

(回答)

光熱費は使用月、燃料費は購入月を基準とします。

質問 03-04 光熱費で使用期間が月をまたぐ場合の計上月の基準はありますか。

(回答)

使用期間が月をまたぐ場合は、使用日数が多い月を使用月とします。

(例：令和5年4月20日～令和5年5月19日 → 使用月は5月)

質問 03-05 個人事業主ですが車を自家用と事業用で併用して使用している場合はどのように算定するのですか。

(回答)

確定申告書類の収支内訳書に記載の減価償却費の事業専用割合をもとに算出します。

質問 03-06 本社が市外にある法人ですが、令和4年4月1日に市内に工場の新規進出をしました。この場合、申請可能ですか。

(回答)

基準日（令和5年4月1日）現在で操業後1年を経過していますので、市内の工場で使用された令和5年4月分からの光熱費及び燃料費を支援対象経費として申請可能です。なお、令和5年1月から3月までの光熱費及び燃料費は、市内での操業が1年未満ですので支援金の対象となりません。

※市内での事業開始日が分かる資料を提出してください。

質問 03-07 令和 5 年 4 月 1 日に市外にあった事業所を閉鎖して市内へ移転しました。この場合、申請可能ですか。

(回答)

市内へ移転後の事業所で使用された光熱費及び燃料費が支援対象経費となりますので、この場合は、令和 5 年 4 月から 6 月までの 3 か月を支援対象経費として申請可能です。ただし、基準日（令和 5 年 4 月 1 日）現在で開業後 1 年を経過する事業者であることが要件となります。

※令和 5 年 4 月 2 日以降に市外からの移転の場合は、基準日（令和 5 年 4 月 1 日）現在で市内に事業所が無い場合、支援金の対象となりません。

質問 03-08 事業拡張のため、令和 4 年 4 月 1 日に市内で 2 か所目となる事業所を開設しました。この場合、2 つの事業所分について、申請可能ですか。

(回答)

2 か所目の事業所が基準日（令和 5 年 4 月 1 日）現在で操業後 1 年を経過していますので、令和 5 年 4 月分からの光熱費及び燃料費について、2 つの事業所分をまとめて申請可能です。なお、令和 5 年 1 月から 3 月までを対象月として申請される場合は、既存事業所（事業拡張分を除く）で使用された光熱費及び燃料費が支援対象経費となります。

※2 か所目の事業者の操業開始が分かる資料を提出してください。

質問 03-09 光熱費だけで支援金の上限 30 万円を超えてしまいます。この場合であっても燃料費の算定や領収書の提出は必要ですか。

(回答)

原則、光熱費と燃料費の両方を申請いただくこととなりますが、光熱費のみの算定で支援金の上限 30 万円に達する場合は、燃料費の算定は不要です。燃料費欄は空欄のまま申請してください。燃料費に係る領収書の提出も不要です。

質問 03-10 燃料費をプリペイドカードで購入している場合、どのように計上しますか。

(回答)

プリペイドカードを購入した月ではなく、実際に燃料給油をされた（プリペイドカードを使用した）月で計上してください。

質問 03-11 光熱費または燃料費の 1 か月分だけで支援金の上限 30 万円に達します。この場合は、1 か月分での申請は可能ですか。

(回答)

申請可能です。ただし、燃料費のみで申請される場合は、申請書類に加え理由書を追加資料としてご提出ください。

質問 03-12 消費税は支援対象経費に含まれますか。

(回答)

含みません。支援対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた金額となります。

質問 03-13 軽油引取税は支援対象経費に含まれますか。

(回答)

含まれます。消費税及び地方消費税のみ支援対象経費から除いて計上してください。

なお、領収書等に軽油引取税の記載がない場合は、軽油引取税は対価の額に含まれることとなりますので、そのまま消費税及び地方消費税を支援対象経費から除いてください。

■申請書類

問 04-01 燃料費をクレジットカードで支払いした場合、どのような書類が必要ですか。

(回答)

レシート（クレジット売上票）、カード会社の利用明細書、通帳コピーの提出が必要です。

なお、レシート（クレジット売上票）がない場合は、カード会社の利用明細書でも可としますが、商品名の記載がない場合は、空きスペースに購入内容を記入してください。

問 04-02 請求書や領収書などの書類はすべて添付書類台紙に貼り付ける必要があるのですか。

(回答)

支払いを証する書類（請求書、領収書、レシート、クレジットカード売上票）の写しが、A4 サイズより大きいものは、添付書類台紙への貼り付けは不要ですのでそのまま提出してください。

また、添付書類台紙に合わせて切り取りも不要です。

※できるだけ A4 サイズに統一してください。

問 04-03 確定申告書類の写しの提出が必要な理由は何ですか。

(回答)

事業をされていることを確認するために確定申告書類の提出をお願いしております。

問 04-04 支援金の申請書を書き間違えてしまいました。訂正して申請できますか。

(回答)

【訂正箇所：申請額兼請求額】

「申請額兼請求額」欄の金額の訂正はできません。書き間違えた場合は新しい申請書を使って再度記入してください。

【訂正箇所：上記以外】

修正テープなどでの修正はできません。必ず、書き間違えた部分を二重線で抹消し、その上に訂正印を押印してください。その際、「申請者氏名」欄にも同じ印鑑で押印してください。（※小さな訂正印は無効です）

また、「消せるボールペン」など訂正が容易にできる筆記用具は使用しないでください。

※修正箇所が複数ある場合は、新しい申請書を使って再度記入いただきますようお願いいたします。